
着手金・報酬金の目安

ここでは、当事務所で民事・家事事件を受任した場合の一般的な着手金・報酬金の標準額（目安）をご説明します。

実際の着手金額・報酬金額は、事件の難易度や必要な手続きの量など、個別の事情により増減します。

また、それ以外の事件に関する弁護士費用については、別途お気軽にお尋ねください。

1 民事事件（交渉，調停，訴訟など）の着手金・報酬金の目安

着手金・報酬金は、求める経済的利益を基準として、原則、以下の算定表にしたがって算出した金額を頂戴します（いずれも消費税は別途）。

着手金の最低金額は、交渉の場合は10万円（消費税は別途）、調停や訴訟など裁判手続の場合は15万円（消費税は別途）です。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	本体8%	本体16%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	本体5%+9万円	本体10%+18万円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	本体3%+72万円	本体6%+144万円
金3億円を超える場合	本体2%+369万円	本体4%+738万円

2 家事事件についての特例

(1) 離婚等の事件

離婚及びそれらに付随する事件の着手金・報酬金は、原則、手続段階に対応した次の基本費用に、争点ごとの加算費用を合算して算定します。加算額の詳細は打合せの際に報酬規程をお示ししながら説明いたします。

【基本費用】

	手続き	着手金	報酬金
離婚	協議	15万円	15万円
	調停	20万円	20万円
	訴訟	30万円	30万円

(2) 家族の在り方をめぐる家事事件

離婚事件以外の家族の在り方をめぐる家事事件の着手金・報酬金は、協議・調停・訴訟等の手続の内容に応じて、原則、15万円から30万円までの間で、個別に定められた額（消費税は別途）とします。

ただし、養育費・財産分与等、財産的給付を伴う事件の報酬金については、得られた金額を基準に一定率をかけた金額とします。

【婚姻費用分担請求事件の場合の例】

	手続	着手金	報酬金
婚姻費用分担請求	協議・調停	15万円	得られた婚姻費用の 7年分に対する10%
	審判	20万円	

以上